

県南広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年3月31日

県南広域振興局長 永井 榮一

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一関大東線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町摺沢字新右エ門土手6番3地先から大原字勝善52番10地先まで	新	m 89.0~11.0	m 5,297.5
一関市大東町摺沢字新右エ門土手6番3地先から39番3地先まで	旧	16.5~15.3	19.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 令和5年3月31日から同年5月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 沖田浜民線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町浜民字横張4番8地先から字押川原40番3地先まで	新	m 29.0~9.6	m 210.3
一関市大東町浜民字横張4番8地先内	旧	17.0~13.1	7.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 令和5年3月31日から同年5月1日まで

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 343号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町浜民字平前12番6地先から字関ノ上71番地先まで	新	A m 19.8~11.1	m 732.5
一関市大東町大原字勝善130番2地先から浜民字関ノ上71番地先まで		B 47.1~13.1	4,401.0
一関市大東町大原字勝善130番2地先から浜民字関ノ上71番地先まで	旧	A 91.0~9.6	9,295.3
		B 47.1~13.1	4,401.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 令和5年3月31日から同年5月1日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 456号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町渋民字関ノ上78番1地先から字統石13番1地先まで	新	m 47.1~14.1	m 992.5
	旧	29.0~9.6	1,092.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 令和5年3月31日から同年5月1日まで